

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆震災関連相談件数及び事例
- ◆「ヤミ金」「現金化」は絶対に利用しない!
- ◆「節電・節水」についてのお願い

July  
7  
月号

第18号

## 震災関連相談 836件 (県受付分 H23.3.11~H23.5月末)

県の消費生活センターと県民サービスセンターに寄せられた震災関連の消費生活相談件数は、5月末までの約2ヶ月間で、836件となりました。このうち、今回は、最近寄せられた相談事例をいくつかご紹介します。

これらのケースは個別の事例によって対応が異なります。「変だな」「おかしいな」「ホントかな」など、少しでも疑問に思ったときは、最寄りの消費生活相談窓口にご相談しましょう。

### 相談事例①アパートの退去

- ・借りていたアパートが震災で全壊し、住めない状態になった。大家からは「敷金は返金できない」と言われたが、納得できない。返金して欲しい。(20歳代 女性)
- ・震災でアパートが壊れ、住めない状態ではなかったが、退去することにした。すると、大家から修繕費用を敷金から差し引かれ、さらに追加費用を請求された。支払う必要があるか。(年齢不明 男性)

### 【ポイント】

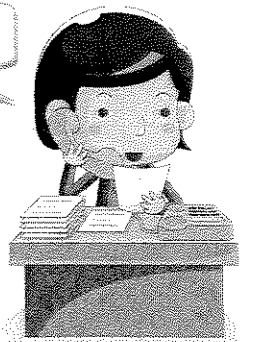
借家が全壊した場合は、原則として借家権も消滅し、敷金の返還を求めることができます。このように、個別の事情によっては敷金の返還を求めることができる場合があるので、消費生活相談窓口にご相談下さい。必要に応じて、弁護士会などの法律相談窓口もご紹介いたします。

相談はこちらのダイヤルへ!

### ご相談は、消費者ホットライン

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ まもろうよ、みんなを!  
**0570-064-370** へ!

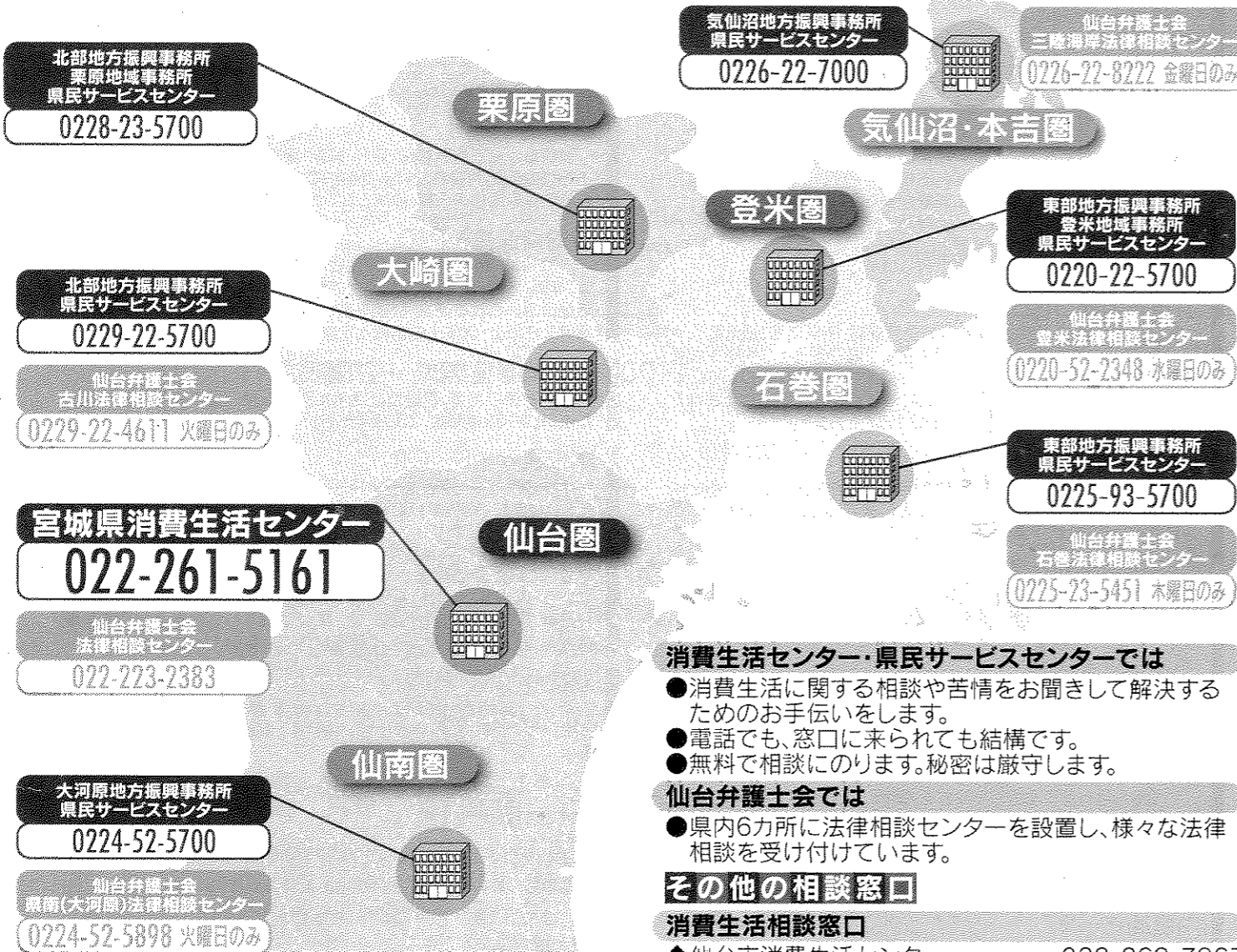
※全国共通ダイヤルです。身近な相談窓口につながります。



困ったとき、わからないときは...

# 消費生活センター 県民サービスセンター

# 相談 しましょう!



### 消費生活センター・県民サービスセンターでは

- 消費生活に関する相談や苦情をお聞きして解決するためのお手伝いをします。
- 電話でも、窓口に来られても結構です。
- 無料で相談にのります。秘密は厳守します。

### 仙台弁護士会では

- 県内6カ所に法律相談センターを設置し、様々な法律相談を受け付けています。

### その他の相談窓口

#### 消費生活相談窓口

- ◆仙台市消費生活センター 022-268-7867
- ◆東北経済産業局 消費者相談室 022-261-3011
- ◆多重債務に関する相談窓口
- ◆東北財務局金融監督第三課 022-266-5703
- ◆日本クレジットカウンセリング協会 022-217-4014

#### 国内・国際電話、携帯電話、インターネットなどの電気通信サービス相談窓口

- ◆東北総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 022-221-0632
- ◆その他、県内の市役所・町村役場でも、消費生活相談窓口を設置しています。

### 相談受付時間

- ◆宮城県消費生活センター 平日 9:00~17:00 土・日 9:00~16:00 ※祝日・年末年始はお休みです。
- ◆各地方振興事務所 県民サービスセンター 月~金曜日 9:00~16:00 ※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

### 相談事例②住宅の屋根の修理

- ・震災で屋根瓦が壊れたのを見た業者から「このままでは家が壊れる。すぐに修理をしないと他人に迷惑がかかる。」などと不安をあおるような電話があった。(50歳代 女性)
- ・震災で屋根の修理が必要になった。訪問してきた業者から、「火災保険を使うと雨どいがただで直せる。」と言われたので、保険の申請を任せた。保険金が出た後、業者が「工事をする」と言ってきたので、「工事まで頼んだ覚えはない」と断ったところ、態度が豹変し、強く工事の契約を勧められて困惑している。どうしたらよいか。(70歳代 男性)

#### 【ポイント】

震災の影響で、複数の業者から見積りを取ることができなかつたり、「このままでは家がだめになる」などと不安をあおられて、言われるがままに契約をしてしまうケースがあります。契約するときには一人で判断せず、家族などと相談して、慎重に検討しましょう。

もし、訪問販売や電話勧誘で契約をしてしまっても、契約書面を受け取った日から8日間は、無条件で契約を解除することができます。すでに支払ったお金があれば返金されます(クーリング・オフ)。

また、断っても業者に居座られたり、契約を強く迫られるなどして怖い思いをしたときには、すぐに警察に連絡をしましょう。



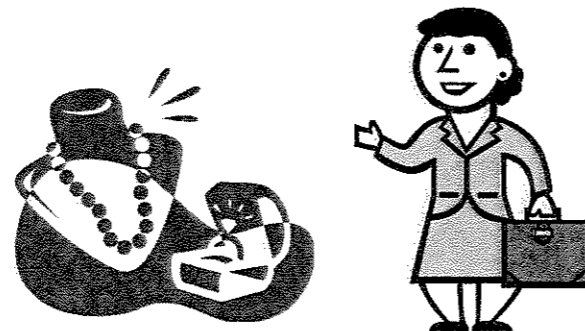
### 相談事例③貴金属の買い取り

- ・突然訪問してきた業者から、「震災で、医療機器に使用するプラチナが不足している。買い取るので、査定したい。」などと言われた。信用できるか。(60歳代 男性)

#### 【ポイント】

突然訪問してきた業者の言うことが本当のことかどうか、その場で確かめるのは難しいので、業者の言うことをうのみにせず、冷静に判断しましょう。買い取ってもらおうつもりがなければ、きっぱりと断りましょう。

後から取り戻したいと思っても、いったん業者に渡った貴金属を取り戻すことは大変困難です。よく考えてから契約しましょう。



### ご相談は、消費者ホットライン

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ まもろうよ、みんなを！  
**0570-064-370** へ！

※全国共通ダイヤルです。身近な相談窓口につながります。

## 「ヤミ金」「現金化」は絶対に利用しないでください！

震災で生活資金や事業資金が不足し、当座の資金を求めて、無登録の業者が違法に高金利で金を貸す「ヤミ金」や「クレジットカードの現金化」を利用してしまい、消費者に思わぬ被害が発生しています。

### 相談事例④ヤミ金の被害

地震で解雇され、生活資金に困り、携帯電話で検索した、『金利8.9%』という貸金業者に1万円の借入れを申し込んだ。翌日5千円が振り込まれ、「半分の5千円は利息」と言われた。返済は後日2万円を振り込むように言われた。後で調べてみると、無登録の貸金業者であることがわかった。(20歳代 男性)

#### 【ポイント】

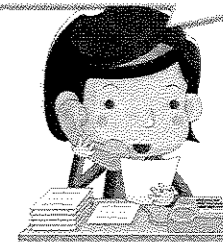
震災による生活難につけ込んで、違法な高金利でお金を貸し付ける「ヤミ金業者」による被害が発生しています。「〇〇バンク」「〇〇信託」などの商号を用いて、はた目にはヤミ金業者とわからない業者もあります。

当座の資金は手に入っても、暴力的な取り立てや、法外な金利に悩まされるなど、新たな問題を増やすばかりです。

また、一度ヤミ金業者に個人情報を知られると、後に思いがけないトラブルに発展することも考えられます。

社会福祉協議会の生活再建資金貸付を利用するなどして、ヤミ金は絶対に利用しないようにしましょう。

すぐに相談してください！



消費者ホットライン

**0570-064-370**

### 相談事例⑤クレジットカード現金化

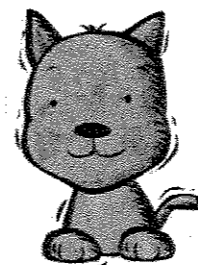
「貴金属類やパソコンなどの商品をカードで買えば、それを知り合いに高く売ってやる。その代金で借金を返済するとよい」と店に連れて行かれ、クレジットカードで50万円分の商品を買わせられた。一時金として10万円をもらい、後日残金を精算すると言われたが、振り込まれず、連絡が取れなくなってしまった。(日本消費者金融協会HPより)

#### 【ポイント】

「クレジットカードの現金化」とは、「クレジットカードのショッピング利用可能枠を悪用して現金化すること」です。これはクレジットカードの会員規約に違反する行為であり、不正な方法と知りながら「現金化」をすることは、消費者自身も詐欺罪に問われる可能性があります。

「クレジットカードの現金化」は絶対にしてはいけません。

### 節電・節水についてのお願い



今回の震災により、太平洋沿岸の多数の発電所や、宮城県の下水道処理施設が甚大な被害を受け、夏の電力供給不足や、生活排水の簡易処理での放流により、水環境への悪影響が心配されています。

「被災地にあつて被災地を想う」という気持ちで、一人ひとりができる範囲で、「水」「電気」など限られたエネルギーを大切に使いましょう。

(具体的な節水・節電方法などについては、「宮城県環境生活部環境政策課」のホームページをご覧ください。)